

江戸川区立上小岩小学校 危機管理マニュアル

事件・事故を発見

★凶器を持った不審者が侵入。

児童・教職員の安全が脅かされる恐れのある事態が起きた場合。
相手に察知されずに通報の必要のある場合。

○職員室へ通報

- ・大声で
- ・笛で
- ・非常ベルで
- ・近くの職員へ

校内緊急放送

全員への伝達

・暗号放送
(避難場所)
(避難方法)
状況に応じて具体的に指示する。

本部長

副本部長

校長

副校長

★非常通報ボタンを押す。
「学校110番」

自動通報

◎司令本部より確認の電話あり。事件概要の伝達（応答なしでも出動）

警視庁 通信指令本部

警察官到着

避難・誘導担当

★緊急放送の避難指示により児童の誘導

(学年ごとに安全確保・避難場所の確保・人数確認)
・各学年担任、担当専科

救護担当

★児童、職員の救護・応急処置

(応急処置、他の児童への避難指示)
・養護教諭、栄養士

自衛・対応担当

★緊急事態発生現場における対応

(防御、他の児童への避難指示)
・「空き時間」の教員、用務主事等
◎サスマタ、モップ、ほうき、消火器、
催涙スプレー、机や椅子等に対応する。

通報・連絡担当

★通信司令本部との連絡

(事件の概要、発生場所、被害状況、侵入者について整理、的確迅速に伝達を行う)
・副校長、事務主事

《各場面での対応について》

①発見者

- ・情報を直ちに職員室に連絡する。
(大声で、笛、非常ベル、伝令等)

②避難誘導担当

- ・本部長の指示に従い、避難開始の指示があるまで児童を速やかに掌握しておく。
- ・担任不在の場合、学年で掌握する。
- ・避難指示に従って、迅速安全に所定の場所に誘導する。
- ・誘導後、児童の掌握と安全確保に努める。

③救護担当

- ・児童の生命、身体の安全を確認する。
- ・けが等に対しては、可能な限りの応急処置を施し、救急隊に引き継ぐ。

④自衛・対応担当

- ・緊急事態発生場所において、複数で防御の対応を行う。
- ・事態によっては、警察が来るまでの時間を確保する。
- ・新たな情報を職員室に連絡する。

⑤通報・連絡担当

- ・本部長の指示に従い、警視庁通信指令本部、関係諸機関、PTA等に通報連絡する。

- ・事件概要、被害状況等の伝達をしてから、警察官の指示に従う。
- ・教育委員会、PTA、保護者等関係諸機関に連絡。
- ・児童の下校方法の検討をする。

☆校外での緊急事態には、携帯電話を持って現場に駆けつける。緊急の場合は、その場から110番通報をする。それ以外は学校に連絡を入れ、職員室から110番通報をする。